

## 第 8 号報告

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 5 日

提出者

東大和市長 和地 仁美

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、昭和46年3月18日議会の議決により指定された「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年7月21日

東大和市長 和地 仁美

### 記

損害賠償の額を定めることについて

| 件 名                                    | 損害賠償額      | 相 手 方                   |
|----------------------------------------|------------|-------------------------|
| 高木公園内の排水<br>ますの蓋による人<br>身事故に係る損害<br>賠償 | 4, 4 5 0 円 | <div></div> <div></div> |